

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道収用委員会告示

○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知…………… 85

道警察本部告示

○免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程…………… 86

目次

ページ

規 則

○北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 53

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (農業経営課) 53

訓 令

○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 54

○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 56

○北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 58

告 示

○漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定…………… (漁港漁村課) 59

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) 71

○森林法による通知に代える公示…………… (治山課) 71

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 72

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 73

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 73

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 74

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 74

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 76

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 78

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 79

道人事委員会規則

○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 80

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 80

○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 82

○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則…………… 84

○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 85

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 85

規 則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第103号

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第1条の3第5号の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第104号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.3パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年0.6パーセント」を「年0.87パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年11月24日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。					北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道職員服務規程の一部を改正する訓令 北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。 第5条第3項中「第19条」を「第12条第2項の規定による指定期間の指定の申出及び同条第4項の規定による指定期間の延長又は短縮の申出並びに勤務時間等規則第19条」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。 4 勤務時間等規則第19条の規定による介護時間の請求は、あらかじめ介護時間処理簿（別記第7号様式の2）に記入して所属長に対して行うものとする。 別記第7号様式を次のように改める。									
訓令														
北海道訓令第12号					本 庁 出 先 機 関									
別記第7号様式（第5条関係）														
介 護 休 暇 等 処 理 簿														
要介護者に関する事項	氏 名				要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
	続 柄													
	同・別居		☐ 同 居 ☐ 別 居											
	介護が必要となった時期		年 月 日											
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第 1 回					第 2 回					第 3 回				
申出の期間	申出の年月日	申出者等の印	決裁欄	期 間	申出の期間	申出の年月日	申出者等の印	決裁欄	期 間	申出の期間	申出の年月日	申出者等の印	決裁欄	期 間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備 考					備 考					備 考				
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第 1 回					第 2 回					第 3 回				
延 長 ・ 短 縮後の末日	申出の年月日	申出者等の印	決裁欄	延長・短縮後の期間	延 長 ・ 短 縮後の末日	申出の年月日	申出者等の印	決裁欄	延長・短縮後の期間	延 長 ・ 短 縮後の末日	申出の年月日	申出者等の印	決裁欄	延長・短縮後の期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日

（表面）

備 考	備 考	備 考
職 名		氏 名

決 裁 欄			請 求 ・ 取 消 し の 区 分	休 暇 等 の 区 分	請 求 又 は 取 消 し の 期 間				請 求 等 の 年 月 日	請 求 者 等 の 印	備 考
					年 月 日	時 間	暦日数	実時間数			
			☐ 請 求 ☐ 取消し	☐ 介護休暇 ☐	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	
			☐ 請 求 ☐ 取消し	☐ 介護休暇 ☐	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	
			☐ 請 求 ☐ 取消し	☐ 介護休暇 ☐	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	
			☐ 請 求 ☐ 取消し	☐ 介護休暇 ☐	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	
			☐ 請 求 ☐ 取消し	☐ 介護休暇 ☐	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	
			☐ 請 求 ☐ 取消し	☐ 介護休暇 ☐	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	

(裏面)

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式の2 (第5条関係)

介 護 時 間 処 理 簿

要介護者 に関する 事 項	氏 名		要介護者の状 態及び具体的 な介護の内容		
	続 柄				
	同・別居	☐ 同 居 ☐ 別 居			
	介護が必要となった時期 年 月 日				
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで					

決 裁 欄			請 求 ・ 取 消 し の 区 分	請 求 又 は 取 消 し の 期 間				請 求 等 の 年 月 日	請 求 者 等 の 印	備 考
				年 月 日	時 間	暦日数	実時間数			
			☐ 請求 ☐ 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	
			☐ 請求 ☐ 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分から 時 分まで	日	時間 分	年 月 日	

			☐ 請求 ☐ 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分 時 分	日	時間 分	年 月 日		
			☐ 請求 ☐ 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分 時 分	日	時間 分	年 月 日		
			☐ 請求 ☐ 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分 時 分	日	時間 分	年 月 日		
			☐ 請求 ☐ 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐	時 分 時 分	日	時間 分	年 月 日		
									職 名	氏 名	

附 則

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則13－97）附則第2項による指定期間の指定の申出については、この訓令による改正後の北海道職員服務規程第5条第3項の規定の例により行うものとする。

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「に、就業促進定着手当」を「に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）」に、「又は同項第6号の規定による」を「同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する」に、「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記第9号様式の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記第9号様式の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に改める。

別記第4号様式（裏面）③欄中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」に、「労働者

派遣機関」を「派遣元事業主」に、「職業相談等」を「職業相談、職業紹介等」に改め、同様式（裏面）⑤欄中「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

別記第5号様式（表面）②欄中「第23条第1項」を「第25条第1項」に、「沖縄振興開発特別措置法第81条に基づく職業訓練」を「雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

別記第5号様式の2中「就業手当支給日数」を「早期就業支援金支給日数」を「就業手当」に改める。

支給日数 に改める。

別記第6号様式の3（表面）⑩欄中「を受給したことがない」を「のいずれも受給したことがない」に改め、同様式（裏面）注意事項1の事項を次のように改める。

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1か月以内に、所属長に提出すること。

別記第6号様式の4の注意事項1の事項を次のように改める。

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6か月に至った日の翌日から起算して2か月以内に、原則として、所属長に提出すること。
- 別記第6号様式の4の注意事項3の事項及び4の事項中「再就職手当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改める。

別記第7号様式（表面）⑩欄中「を受給したことがない」を「のいずれも受給したことがない」に改め、同様式（裏面）注意事項1の事項を次のように改める。

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して

1 か月以内に、所属長に提出すること。

別記第8号様式（裏面）注意事項中6の事項を7の事項とし、2の事項から5の事項までを1事項ずつ繰り下げ、2の事項の前に次の1事項を加える。

1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1 か月以内に、所属長に提出すること。

別記第9号様式中「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書」に、「とおり広域求職活動費」を「とおり求職活動支援費（広域求職活動費）」に改め、同様式の注意事項1の事項中「広域求職活動の指示を受けた」を「公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第10号様式（第17条関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格票番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学料を含む。）(円)
					資格名 〔 〕 分類 〔 〕 (1～9) 裏面参照	円
北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 様 申請者氏名 印						
※ 処 理 欄	支給決定年月日	年 月 日	計 算 欄		支給額（円）	
					円	
備考						

欄	
---	--

（裏 面）

注意事項

1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1 か月以内に、受給資格票に下記の確認書類を添付して、所属長に提出すること。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。

- (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
- (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）

3 申請書の記載について

(1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

(2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。

(3) ※印の欄には記載しないこと。

別記第11号様式（第17条関係）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名		性別	男・女	受給資格票番号	
	住所又は居所					

1	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用 (自己負担分) (円)
保 育 等 サ ー ビ ス	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	() ※(01～14)裏面参照		日	円
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	() ※(01～14)裏面参照		日	円
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	() ※(01～14)裏面参照		日	円
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	() ※(01～14)裏面参照		日	円
北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 様 申請者氏名 印									
※ 処 理 欄	支給決定年月日		年 月 日						
	項番	計 算 欄							支給額 (円)
	①								円
	②								円
	③								円
備 考	④								円
	合計								円

(裏 面)

注意事項

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格票に下記の確認書類を添付して、所属長に提出すること。
- ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書を提出する場合にあっては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4か月以内に行うこと。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる

場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

- (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」
- 保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
- (2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）
- (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類
- 3 申請書の記載について

- (1) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。
- (2) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
- (3) 1欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定子ども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業	(認可外保育施設が行う保育等)
(ファミリー・サポート・センター事業)		

- (4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となっていることを確認すること。
- (5) ※印の欄には記載しないこと。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

北海道訓令第14号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令 北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。 第2条第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。 第6条第3項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。 別記第1号様式中「続 柄」を「続 柄 等」に改め、同様式末尾欄外（注）1の事項中「続柄」を「続柄等」に改め、同（注）2の事項中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同（注）4の事項中「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改め、同（注）5の事項中「続柄」を「続柄等」に改める。 別記第2号様式中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。 別記第4号様式中「続 柄」を「続 柄 等」に改め、同様式末尾欄外（注）1の事項及び3の事項中「続柄」を「続柄等」に改める。 別記第5号様式中「続 柄」を「続 柄 等」に改め、同様式末尾欄外（注）1の事項中「続柄」を「続柄等」に改める。 附 則 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。			
告 示			
北海道告示第748号 北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）第6条第1項の規定により、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めて知事が指定する遊泳（潜水を含む。）をしてはならない区域を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。 平成28年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>漁 港 名 (所在市町村名)</td><td>指 定 区 域</td></tr></table>		漁 港 名 (所在市町村名)	指 定 区 域
漁 港 名 (所在市町村名)	指 定 区 域		
オホーツク枝幸漁港（音標地区） （枝幸町）	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端西側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
オホーツク枝幸漁港（乙忠部地区） （枝幸町）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
オホーツク枝幸漁港（山臼地区） （枝幸町）	北防波堤、東防波堤①、東防波堤②、南防波堤、東防波堤①東端南側角と東防波堤②北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
オホーツク枝幸漁港（徳志別地区） （枝幸町）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤東端南側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
オホーツク枝幸漁港（岡島地区） （枝幸町）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
オホーツク枝幸北漁港（間牧地区） （枝幸町）	北防波堤、東防波堤、東防波堤突堤、南防波堤、東防波堤突堤南端東側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
オホーツク枝幸北漁港（目梨泊地区） （枝幸町）	北防波堤、東防波堤①、東防波堤②、北防波堤北端南側角と東防波堤①西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
斜内漁港 （浜頓別町）	西防波堤、北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
頓別漁港 （浜頓別町）	導流堤、北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤東端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線、第3漁船保管施設用地護岸東端南側角と第2駐車場用地護岸南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
浜猿払漁港 （猿払村）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤東端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
浜鬼志別漁港 （猿払村）	西防波堤、第2西防波堤、第2東防波堤、第1東防波堤、第2西防波堤東端北側角と第2東防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
知来別漁港 （猿払村）	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端北側角と東防波堤北端西側角を結ぶ直線、護岸②西端南側角と護岸③西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
東浦漁港 （稚内市）	北防波堤、北外防波堤①、北外防波堤②、南外防波堤、北防波堤南端東側角と北外防波堤①北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
宗谷漁港（珊内地 区）	西防波堤、北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線、第2船揚場西端南側角と護岸①南端東側角を結		

(稚内市)	ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(礼文町)	
宗谷漁港（清浜地区）	北防波堤、東防波堤、北防波堤北端南側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	西上泊漁港（礼文町）	南防波堤、北防波堤、南防波堤西端北側角、北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
(稚内市)		宇遠内漁港（礼文町）	南防波堤、西防波堤、西防波堤北端東側角と－2.5m物揚場北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
宗谷漁港（宗谷地区）	南防波堤、西防波堤、北防波堤、南防波堤西端南側角と西防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	礼文西漁港（元地区）	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
(稚内市)		(礼文町)	
富磯漁港（稚内市）	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端南側角と西防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	知床漁港（礼文町）	北防波堤、南防波堤、北防波堤南端東側角と南防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
声間漁港（稚内市）	(漁港部) 西防波堤、北防波堤、東防波堤、西防波堤北端北側角と北防波堤西端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (河川部) 東防波堤、導流堤、東防波堤北端東側角と導流堤北端東側角を結ぶ直線、東護岸南端西側角と西護岸南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	差閉漁港（礼文町）	東防波堤①、東防波堤②、東防波堤①東端北側角と東防波堤②北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
恵山泊漁港（稚内市）	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端南側角と西防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	香深井漁港（礼文町）	北防波堤、南防波堤突堤、南防波堤、北防波堤東端北側角と南防波堤突堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
西稚内漁港（稚内市）	南防波堤、北防波堤、南防波堤北端西側角と北防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	内路漁港（礼文町）	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線、第2天日加工用地護岸西端南側角と第2漁船保管施設用地護岸西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
抜海漁港（稚内市）	島防波堤、防砂堤、南防波堤、北防波堤、島防波堤西端北側角と北防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	新湊漁港（栄浜地区）	南防波堤、西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
稚咲内漁港（豊富町）	南防波堤、西防波堤、北防波堤、西防波堤西端南側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(利尻町)	
東上泊漁港（礼文町）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	新湊漁港（新湊地区）	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
幌泊漁港（礼文町）	北防波堤、北防波堤突堤、東防波堤、北防波堤突堤南端東側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(利尻町)	
浜中漁港（浜中地区）	西防波堤、北防波堤、東防波堤、西防波堤東端南側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	蘭泊漁港（利尻町）	南防波堤、西防波堤、北防波堤、南防波堤西端南側角と西防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
(礼文町)		仙法志漁港（利尻町）	東防波堤、南防波堤、旧南防波堤、東防波堤西端南側角と南防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
浜中漁港（江戸屋地区）	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	御崎漁港（利尻町）	西防波堤、北防波堤、北防波堤北端北側角と用地護岸西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
(礼文町)		鬼脇漁港（南浜地区）	南防波堤、北側－2.5m物揚場北端東側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
須古頓漁港（礼文町）	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(利尻富士町)	
礼文西漁港（鉄府地区）	北防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	鬼脇漁港（旭浜地区）	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		(利尻富士町)	
		雄忠志内漁港（利尻富士町）	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		本泊漁港（本泊地区）	西防波堤、東防波堤、西防波堤北端北側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域

(利尻富士町)		(石狩市)	結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
本泊漁港（大磯地区）	西防波堤、西防波堤突堤、北防波堤、西防波堤突堤東端北側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	濃昼漁港（石狩市）	西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
(利尻富士町)		浜益漁港（浜益地区）	北防波堤、西防波堤、北防波堤南端東側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
遠別漁港（遠別町）	南防波堤、北防波堤、南防波堤北端北側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(石狩市)	
豊岬漁港（初山別村）	北防波堤、西防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	浜益漁港（郡別地区）	西防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
初浦漁港（初山別村）	西防波堤、南防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(石狩市)	
西浦漁港（羽幌町）	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	浜益漁港（幌地区）	西防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
前浜漁港（羽幌町）	南防波堤、西防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	祝津漁港（小樽市）	（本港） 東防波堤、東防波堤南端西側角と－3.0m岸壁南側基部を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
苦前漁港（苦前町）	北防波堤、西防波堤、東外防波堤、北防波堤北端南側角と東外防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		（副港） 北防波堤、突堤、北防波堤南端西側角と突堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
力昼漁港（苦前町）	西突堤、西防波堤、南防波堤、北防波堤、西突堤南端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	塩谷漁港（小樽市）	北防波堤、西防波堤、外防波堤、南防波堤、西防波堤南端西側角と外防波堤東端南側角を結ぶ直線、外防波堤西端南側角と南防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
鬼鹿漁港（小平町）	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	忍路漁港（小樽市）	東防波堤、東防波堤南端東側角とイ点（東防波堤南側基部から東防波堤南端東側角に沿って延長した直線と船揚場①南端南側角から西側角に沿って延長した直線との交点）を結ぶ直線、イ点と船揚場①南端西側角を結ぶ直線、船揚場①北端北側角と船揚場②西端南側角を結ぶ直線、道路護岸基部から先端へ15メートルの点と－2.5m物揚場東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
白谷漁港（小平町）	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	余市漁港（本港地区）	（漁港施設） 南防波堤、東防波堤、北防波堤、東防波堤北端東側角と北防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
三泊漁港（留萌市）	西防波堤、南防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(余市町)	（利用調整施設） 南防波堤、東防波堤、新南防波堤、東防波堤南端西側角と新南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
礼受漁港（留萌市）	北防波堤突堤、北防波堤、東防波堤、北防波堤突堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	余市漁港（出足平地区）	砂防堤、南防波堤、東防波堤、南防波堤東端南側角と東防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
阿分漁港（増毛町）	西防波堤、南防波堤、第2西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と第2西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(余市町)	
別莉漁港（増毛町）	北防波堤、西防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	余市漁港（島泊地区）	西防波堤、西防波堤東端南側角とイ点（西防波堤東端を南側に沿って延長した直線と船揚場南端を東側に沿って延長した直線との交点）を結ぶ直線、イ点と船揚場南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
岩老漁港（増毛町）	北防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(余市町)	
雄冬漁港（増毛町）	西防波堤、第2北防波堤、西防波堤北端東側角と第2北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	余市漁港（湯内地	北防波堤、南防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北
古潭漁港（石狩市）	西防波堤、南防波堤、西防波堤南端南側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
厚田漁港	西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を		

区) (余市町)	端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	区) (泊村)	端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
古平漁港 (古平町)	東防波堤、西外防波堤、東防波堤南端南側角と西外防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	泊(後志) 漁港 (泊村)	北防波堤、西防波堤、北防波堤南端東側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
美国漁港 (積丹町)	北防波堤、南防波堤、北防波堤東端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸域によって囲まれた別図に示す水域	茶津漁港 (泊村)	西防波堤、東防波堤、西防波堤東端南側角と東防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
幌武意漁港 (積丹町)	北防波堤、南防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	敷島内漁港 (岩内町)	西防波堤、東防波堤、西防波堤東端北側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
入舸漁港 (積丹町)	北防波堤、外防波堤、北防波堤南端西側角と外防波堤北端東側角を結ぶ直線、外防波堤南端東側角と海岸護岸東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	尻別漁港 (蘭越町)	尻別川左岸の物揚場128.6メートル地先のうち別図に示す幅員40メートルの水域及び尻別川右岸の別図で示す船揚場29.4メートル及び10.0メートルの水域
日司漁港 (積丹町)	西防波堤突堤、西防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤突堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	横潤漁港 (寿都町)	北防波堤、北防波堤突堤、東防波堤、北防波堤突堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
野塚漁港 (積丹町)	北防波堤、西防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	鮫泊漁港 (寿都町)	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
余別(来岸) 漁港 (積丹町)	北防波堤、南防波堤、北防波堤東端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	美谷(歌棄)(北 美谷) 漁港 (寿都町)	北防波堤、西防波堤、北防波堤南端南側角と西防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
余別(余別) 漁港 (積丹町)	北外防波堤、北外防波堤波除堤、西防波堤、北防波堤、北外防波堤波除堤南端西側角と西防波堤北端東側角を結ぶ直線、西防波堤南端西側角と北防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	美谷(歌棄)(本 美谷) 漁港 (寿都町)	西防波堤、北防波堤、西防波堤東端南側角と北防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
神岬漁港 (積丹町)	南防波堤、西防波堤、西防波堤突堤、北防波堤、西防波堤突堤東端北側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	有戸漁港 (寿都町)	西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
神恵内漁港(川白 地区) (神恵内村)	西防波堤、西防波堤南端東側角と東護岸西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	樽岸漁港 (寿都町)	突堤、南防波堤、突堤東端南側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
神恵内漁港(珊内 地区) (神恵内村)	西防波堤、東防波堤、西防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	寿都漁港 (寿都町)	北外防波堤、北防波堤、北防波堤東端南側角と船揚場南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
神恵内漁港(赤石 地区) (神恵内村)	新西防波堤、南防波堤、新西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	政泊漁港 (寿都町)	西防波堤、東防波堤、西防波堤東端北側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
神恵内漁港(本港 地区) (神恵内村)	西防波堤、西防波堤突堤、南防波堤、西防波堤突堤東端北側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	厚瀬漁港(歌島地 区) (島牧村)	東防波堤、北防波堤、西防波堤、北防波堤南端東側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
盃漁港(盃地区) (泊村)	北防波堤、西防波堤、北防波堤南端東側角と西防波堤北端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	厚瀬漁港(厚瀬地 区) (島牧村)	北防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
盃漁港(カブト地	西防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西	軽臼漁港 (島牧村)	北防波堤、東防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		千走漁港(永豊地	北防波堤、西防波堤、南防波堤、西防波堤南端南側角と南防波堤西

区) (島牧村)	端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	(せたな町)	結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
千走漁港（千走地区） (島牧村)	東防波堤、南防波堤、東防波堤東端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	久遠漁港 (せたな町)	島防波堤、外南防波堤、南防波堤、北波除堤、島防波堤東端北側角と外南防波堤西端南側角を結ぶ直線、島防波堤西端北側角と北波除堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
千走漁港（原歌地区） (島牧村)	北防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	宮野漁港 (せたな町)	南防波堤、西防波堤、南防波堤東端北側角と船揚場東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
千走漁港（第二栄浜地区） (島牧村)	西防波堤、北防波堤、北防波堤突堤、東防波堤、北防波堤突堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	平浜漁港 (せたな町)	北防波堤、北防波堤西端南側角と船揚場南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
須築漁港 (せたな町)	(旧港部) 西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (新港部) 外西防波堤、外西防波堤南端東側角と船揚場南端西側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	白泉漁港 (せたな町)	北防波堤、北防波堤北端西側角と船揚場西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
狩場漁港（美谷地区） (せたな町)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端北側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	長磯漁港 (せたな町)	外防波堤、突堤、西防波堤、南防波堤、外防波堤南端東側角と突堤東端南側角を結ぶ直線、突堤東端北側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
狩場漁港（吹込地区） (せたな町)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	豊浜漁港 (乙部町)	西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
狩場漁港（虻羅地区） (せたな町)	南防波堤、北防波堤、南防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	乙部漁港（元和地区） (乙部町)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
狩場漁港（中歌地区） (せたな町)	旧北防波堤、旧西防波堤②、北防波堤、旧西防波堤①、旧北防波堤西端南側角と旧西防波堤①北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	乙部漁港（乙部地区） (乙部町)	第2外防波堤、北防波堤、西護岸、第2外防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線、第2外防波堤南端西側角と西護岸隅角部西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
鵜泊漁港（鵜泊地区） (せたな町)	外防波堤、外西防波堤、北防波堤、外防波堤北端東側角と外西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	江差追分漁港（泊地区） (江差町)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
鵜泊漁港（太櫓地区） (せたな町)	北防波堤、西防波堤、北防波堤南端東側角と西防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	江差追分漁港（五勝手地区） (江差町)	西防波堤突堤、西防波堤、東防波堤、西防波堤突堤東端南側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
太田漁港 (せたな町)	西防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	上ノ国漁港（上ノ国地区） (上ノ国町)	北防波堤突堤、北防波堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤突堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
上浦（上浦）漁港 (せたな町)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端北側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	上ノ国漁港（大崎地区） (上ノ国町)	西防波堤突堤、西防波堤、北防波堤、西防波堤突堤東端南側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
上浦（都）漁港	南防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を	上ノ国漁港（汐吹地区） (上ノ国町)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		上ノ国漁港（石崎地区） (上ノ国町)	西防波堤、北防波堤、東防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域

上ノ国漁港（小砂子地区） （上ノ国町）	西防波堤突堤、西防波堤、北防波堤、西防波堤突堤東端南側角と北防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	館浜漁港 （松前町）	直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 西防波堤突堤、西防波堤、南防波堤、東防波堤、西防波堤突堤北端西側角と南防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
奥尻漁港（稲穂地区） （奥尻町）	北防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	大沢朝日漁港（朝日地区） （松前町）	南防波堤、南防波堤東端北側角と東護岸南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
奥尻漁港（勘太浜地区） （奥尻町）	東防波堤突堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤突堤西端南側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	大沢朝日漁港（大沢地区） （松前町）	西防波堤突堤、西防波堤、東防波堤、西防波堤突堤北端西側角と東防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
奥尻漁港（宮津地区） （奥尻町）	東防波堤、北防波堤、東防波堤東端北側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	白神漁港 （松前町）	西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
奥尻漁港（赤石地区） （奥尻町）	東防波堤突堤、東防波堤、北防波堤、東防波堤突堤西端南側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	小島漁港 （松前町）	北防波堤、西防波堤、北防波堤南端西側角と西防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
奥尻漁港（松江地区） （奥尻町）	東防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	大島漁港 （松前町）	北防波堤、南防波堤、北防波堤東端南側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
青苗漁港 （奥尻町）	南防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線、東防波堤北端北側角と東護岸東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	吉岡漁港 （福島町）	南防波堤、第2西防波堤、南防波堤北端北側角と第2西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
神威脇漁港 （奥尻町）	西防波堤、東防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	福島漁港（福島地区） （福島町）	北防波堤、東防波堤、外東防波堤、波除堤、東防波堤東端南側角と外東防波堤北端西側角を結ぶ直線、外東防波堤南端西側角と波除堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
原口漁港 （松前町）	第2西防波堤、北防波堤、南防波堤、第2西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	福島漁港（白符地区） （福島町）	南防波堤、防砂堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線、南防波堤西端北側角と防砂堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
江良漁港 （松前町）	旧西防波堤、西防波堤、旧西防波堤北端西側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	福島漁港（浦和地区） （福島町）	西防波堤、東防波堤、西防波堤東端北側角と東防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
清部漁港 （松前町）	西防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	岩部漁港 （福島町）	南防波堤、西防波堤、突堤、南防波堤東端東側角と突堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
茂草漁港 （松前町）	北防波堤、西防波堤、第2西防波堤、北防波堤西端北側角と第2西防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	知内漁港（小谷石地区） （知内町）	東防波堤、北防波堤、東防波堤東端北側角と北防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
静浦（静浦）漁港 （松前町）	西防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	知内漁港（涌元地区） （知内町）	東防波堤、西防波堤、東防波堤北端西側角と西防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
静浦（赤神）漁港 （松前町）	第2西防波堤、第2南防波堤、第2西防波堤東端東側角と第2南防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	中の川漁港 （知内町）	東防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
札前漁港 （松前町）	西防波堤、東防波堤、北防波堤、西防波堤南端東側角と東防波堤西端南側角を結ぶ直線、北防波堤東端北側角と北護岸西端北側角を結ぶ	木古内漁港（木古内地区）	東防波堤、北防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域

(木古内町)		区)	結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
木古内漁港（札幌地区）	南防波堤、北防波堤、南防波堤西端北側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	（函館市）	
（木古内町）		戸井漁港（函館市）	南防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
木古内漁港（泉沢地区）	新南防波堤、東防波堤、西防波堤、南防波堤、新南防波堤西端南側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線、南防波堤西端北側角と西防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	日浦漁港（函館市）	外防波堤、東防波堤、第2北防波堤、第2西防波堤、外防波堤北端西側角と第2西防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
（木古内町）			
木古内漁港（釜谷地区）	東防波堤、北防波堤、南防波堤、西防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	大潤漁港（函館市）	北防波堤、東防波堤、北防波堤南端西側角と東防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
（木古内町）		女那川漁港（函館市）	南防波堤、西防波堤、東防波堤、南防波堤南端西側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
北斗漁港（当別地区）	南防波堤、南防波堤東端北側角と東護岸東端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
（北斗市）		山背泊漁港（函館市）	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
北斗漁港（茂辺地区）	第2東防波堤突堤、第2東防波堤、第2北防波堤、第1東防波堤、第1北防波堤、第2東防波堤突堤西端西側角と第2北防波堤東端北側角を結ぶ直線、第1東防波堤北端北側角と第1北防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	恵山漁港（函館市）	南防波堤、西防波堤、南防波堤南端西側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
（北斗市）			
北斗漁港（上磯地区）	南防波堤突堤、南防波堤、東防波堤、南防波堤突堤北端西側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	古部漁港（函館市）	東防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
（北斗市）		木直漁港（函館市）	東防波堤、北防波堤、東防波堤西端南側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
函館漁港（函館市）	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	尾札部（尾札部）漁港（函館市）	北防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
住吉漁港（函館市）	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
函館湯川漁港（函館市）	南防波堤、東防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	尾札部（黒鷲岬）漁港（函館市）	北防波堤、北防波堤西端南側角と西護岸東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
志海苔漁港（志海苔地区）	西防波堤、東防波堤、西防波堤東端北側角と東防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
（函館市）		川汲漁港（川汲地区）	北防波堤、西防波堤、北防波堤西端西側角と西防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
志海苔漁港（銭亀地区）	南防波堤、東防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	（函館市）	
（函館市）		川汲漁港（安浦地区）	北防波堤、東防波堤、西防波堤、北防波堤西端西側角と西防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
石崎（銭亀沢）漁港（函館市）	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	（函館市）	
小安漁港（函館市）	南防波堤、西防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	白尻漁港（函館市）	北防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
釜谷（戸井）漁港（函館市）	西防波堤、東防波堤、西防波堤南端東側角と東防波堤南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	大舟漁港（大舟地区）	第2東防波堤、南防波堤、東防波堤、突堤、第2東防波堤北端西側角と突堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
汐首漁港（汐首地区）	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	（函館市）	
		大舟漁港（美呂泊地区）	東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域

(函館市) 大舟漁港（望路地区） （函館市） 鹿部漁港（鹿部町） 本別漁港（本別地区） （鹿部町） 本別漁港（出来淵地区） （鹿部町） 沼尻漁港（森町） 砂原漁港（森町） 掛淵漁港（森町） 鷺ノ木漁港（森町） 蛭谷漁港（森町） 石倉漁港（森町） 落部漁港（落部地区） （八雲町） 落部漁港（栄浜地区） （八雲町） 落部漁港（東野地区） （八雲町） 山越漁港（八雲町） 八雲漁港（八雲地区）	北防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、西防波堤、東防波堤北端西側角と西防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 北防波堤第2突堤、北防波堤、西防波堤、北防波堤第2突堤西端南側角と西防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 北防波堤、東防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、北外防波堤、東防波堤北端北側角と北外防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 北防波堤、突堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と突堤南端東側角を結ぶ直線、突堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤西端南側角と北防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 新北防波堤、新西防波堤、北防波堤、西防波堤、新北防波堤北端西側角と新西防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、北防波堤、東防波堤西端南側角と北防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 北防波堤、西防波堤、旧北防波堤、北防波堤西端南側角と旧北防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 北防波堤、西防波堤、北防波堤西端南側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 北防波堤、西防波堤、北防波堤北端西側角と西防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 北防波堤、西防波堤、北防波堤西端西側角と西防波堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (漁港施設) 東防波堤、北防波堤、西防波堤、東防波堤北端北側角と北防波堤東
(八雲町) 八雲漁港（山崎地区） （八雲町） 黒岩漁港（八雲町） 関内漁港（八雲町） 熊石漁港（八雲町） 相沼泊川漁港（泊川地区） （八雲町） 相沼泊川漁港（相沼地区） （八雲町） 国縫漁港（長万部町） 大中漁港（長万部町） 長万部漁港（長万部町） 静狩漁港（長万部町） 礼文漁港（豊浦町） 大岸漁港（豊浦町） 豊浦漁港（豊浦町）	端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、漁港利用調整施設を除いた別図に示す水域 (利用調整施設) 東防波堤、北防波堤、西防波堤、東防波堤北端北側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、別図に示す漁港利用調整施設内の水域 東防波堤突堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤突堤西端南側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 南防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 南防波堤、西防波堤、東外防波堤、南防波堤東端北側角と東外防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤突堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤突堤西端西側角と北防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤東端北側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、新西防波堤、東防波堤南端西側角と新西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 東防波堤、南防波堤、西防波堤、東防波堤西端南側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域 東防波堤、南防波堤、南防波堤突堤、西防波堤、南防波堤突堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (漁港施設) 外防波堤、南防波堤、外防波堤西端北側角と南防波堤南端西側角を結ぶ直線、南防波堤西端北側角と漁港利用調整施設用地護岸西端南側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた水域のうち、漁港利用調整施設を除いた別図に示す水域

	(利用調整施設) 外防波堤、南防波堤、外防波堤西端北側角と南防波堤南端西側角を結ぶ直線、南防波堤西端北側角と漁港利用調整施設用地護岸西端南側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた水域のうち、別図に示す漁港利用調整施設内の水域	(登別市)	防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域 (鷺別川の南側漁港区域) 西防波堤、西防波堤北端西側角と取付護岸東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
虻田漁港（本港地区） （洞爺湖町）	西防波堤、西防波堤突堤、北防波堤、西防波堤突堤北端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	鷺別漁港（富浦地区） （登別市）	南防波堤、南防波堤西端北側角から真方位342度3分に引いた直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
虻田漁港（大磯地区） （洞爺湖町）	南防波堤、西防波堤、南防波堤北端東側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	登別漁港 （登別市・白老町）	東防波堤、東防波堤南端西側角と東防波堤先端部突堤西端南側角を結ぶ直線、東防波堤先端部突堤西端北側角と西防波堤南端南側角を結ぶ直線、西防波堤及び陸岸で囲まれた別図に示す水域
有珠漁港 （伊達市）	(本港地区) 南防波堤、南防波堤北端東側角と南防波堤東側基部から南防波堤北端西側角に沿って130メートル延長した点（イ点）を結ぶ直線、物揚場東端北側角と物揚場北側を東側に沿って50メートル延長した点（ロ点）を結ぶ直線、イ点とロ点を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域 (野矢の間地区) 北防波堤、東防波堤、北防波堤南端東側角と東防波堤西端南側角を結ぶ直線、東防波堤東端北側角と東護岸の南端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	鷗川漁港 （むかわ町）	東防波堤、南防波堤、南防波堤突堤、北防波堤、南防波堤突堤北端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線、南防波堤西端北側角と南防波堤突堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域
伊達漁港 （伊達市）	(漁港施設) 東防波堤、南防波堤、東防波堤南端東側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、漁港利用調整施設を除いた別図に示す水域 (利用調整施設) 東防波堤、南防波堤、東防波堤南端東側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、別図に示す漁港利用調整施設内の水域	富浜漁港 （日高町）	東防波堤、南防波堤、南防波堤西側先端突堤、北防波堤、南防波堤西側先端突堤北端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
黄金漁港 （伊達市）	南防波堤、西防波堤、北防波堤、南防波堤西端南側角と西防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	門別漁港 （日高町）	東防波堤、南防波堤、南防波堤突堤、北防波堤、南防波堤突堤北端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
追直漁港 （室蘭市）	東防波堤①、東防波堤②、西防波堤、島防波堤、東側防波堤、西側防波堤、東防波堤①西端北側角と東防波堤②東端北側角を結ぶ直線、西防波堤西端北側角と島防波堤南端西側角を結ぶ直線、島防波堤西端北側角と東側防波堤東端南側角を結ぶ直線、西側防波堤北端東側と外護岸北端北側角を結ぶ直線、外護岸北端北側角から真方位45度43分48秒方向に引いた直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	厚賀漁港 （日高町）	南防波堤、北防波堤、南防波堤西端北側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
イタンキ漁港 （室蘭市）	外防波堤①、西防波堤、外防波堤①西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域	節婦漁港 （新冠町）	南防波堤、南防波堤西側先端突堤、北防波堤、南防波堤西側先端突堤北端東側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
鷺別漁港（鷺別地区）	(鷺別川の北側漁港区域) 外防波堤、防砂堤、南防波堤、東防波堤、外防波堤南端西側角と東	静内漁港 （新ひだか町）	東防波堤、南防波堤、北防波堤、南防波堤東端から西側へ190メートルの地点の北側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		東静内漁港 （新ひだか町）	西防波堤、新北防波堤、西防波堤西端北側角と新北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		春立漁港 （新ひだか町）	南防波堤、第2北防波堤、旧南防波堤、北防波堤、西防波堤、旧南防波堤西端北側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		三石（越海）漁港 （新ひだか町）	船揚場東端南側角と護岸東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
		三石（三石）漁港 （新ひだか町）	(新港) 南防波堤、北防波堤①、北防波堤②、北防波堤①西端北側角と北防波堤②南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (旧港) 東防波堤、西防波堤①、東防波堤西端北側角と西防波堤①東端南側

	角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
鳧舞漁港 (新ひだか町)	東防波堤、南防波堤、西防波堤、南防波堤北端東側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	大津漁港 (豊頃町)	結ぶ直線、第2外防波堤北端西側角と島堤南端東側角を結ぶ直線、島堤南端西側角と外防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
获伏漁港 (浦河町)	東防波堤、南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	厚内漁港 (浦幌町)	南防波堤、北防波堤、北外護岸、南防波堤東端南側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
東栄漁港 (浦河町)	南防波堤、北防波堤、南防波堤西端北側角と北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		防砂堤、西防波堤、西防波堤突堤、東防波堤、西防波堤突堤東端北側角と東防波堤南端西側角を結ぶ直線、西防波堤基部から392メートルの点と防砂堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
鵜苫漁港 (様似町)	東防波堤、南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	千代ノ浦漁港 (釧路市)	東防波堤、南防波堤、南防波堤西端北側角と南護岸釣り禁止区域西端に設置した標識を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
様似漁港 (様似町)	外東防波堤、外西防波堤、外東防波堤西端北側角と外西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、日通埠頭延長150メートル地先幅員20メートルの区域を除く別図に示す水域	桂恋漁港 (釧路市)	東防波堤、南防波堤、第2西防波堤、南防波堤西端南側角と第2西防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
冬島漁港 (様似町)	東防波堤、第2南防波堤、突堤、南防波堤、第2南防波堤西端北側角と突堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	昆布森漁港 (釧路町)	西防波堤、第2南防波堤、第3南防波堤、第2南防波堤東端南側角と第3南防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
旭漁港 (様似町)	東防波堤、南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	老者舞漁港 (釧路町)	東防波堤、南防波堤、外防波堤、南防波堤西端南側角と外防波堤東端北側角を結ぶ直線、外防波堤西端北側角と西護岸屈曲部西端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
笛舞漁港 (えりも町)	南防波堤、西防波堤、東防波堤、西防波堤西端北側角と東防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	仙鳳趾漁港 (釧路町)	南防波堤、東防波堤、北防波堤、東防波堤北端西側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
歌別漁港 (えりも町)	南防波堤、西防波堤、北防波堤、西防波堤北端東側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	床潭漁港 (厚岸町)	(旧港) 北防波堤、西防波堤、北防波堤南端西側角と西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
東洋漁港 (えりも町)	南防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		(新港) 第2西防波堤、外防波堤、第2南防波堤、第2西防波堤南端西側角と外防波堤北端北側角を結ぶ直線、外防波堤南端東側角と第2南防波堤屈曲部南端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
えりも岬漁港 (えりも町)	北防波堤、北外防波堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤東端北側角と北外防波堤北端西側角を結ぶ直線、北外防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	散布漁港(本港地区) (浜中町)	西護岸、西防波堤、第2西防波堤、南防波堤、第2西防波堤東端北側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線、丸山地区護岸西端と火散布沼内の防砂堤西端を結ぶ直線、防砂堤と防砂堤の端部を順次結ぶ直線、防砂堤東端とイ点(防砂堤法線を延長し火散布沼左岸と交わった点)を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
庶野漁港 (えりも町)	東防波堤、西防波堤、東防波堤南端西側角と西防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	散布漁港(藻散布地区) (浜中町)	道道別海厚岸線藻散布橋下流の水域のうち、北防波堤、外防波堤、南防波堤、北防波堤東端北側角と外防波堤北端西側角を結ぶ直線、外防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域及び道道別海厚岸線藻散布橋上流の水域のうち北側用地護岸西側角と南側用地護岸南西角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
目黒漁港 (えりも町)	北防波堤、新東防波堤、外防波堤、南防波堤、新東防波堤東端南側角と外防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
音調津漁港 (広尾町)	東防波堤、東防波堤突堤、北防波堤、東防波堤突堤西端南側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
旭浜(大樹)漁港 (大樹町)	南防波堤、東防波堤、東防波堤突堤、新北防波堤、東防波堤突堤西端西側角と新北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
大樹漁港 (大樹町)	西防波堤、防砂堤、第2外防波堤、東防波堤、東防砂堤、外防波堤、島堤、防砂堤基部から190メートルの点と西防波堤東端南側角を		

散布漁港（渡散布地区） （浜中町）	北防波堤、東防波堤、西防波堤、南防波堤、東防波堤西端南側角と西防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	（根室市）	結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
琵琶瀬漁港 （浜中町）	道道別海厚岸線琵琶瀬橋下流の水域のうち、北防波堤、外防波堤、南防波堤、北防波堤南端北側角と外防波堤北端西側角を結ぶ直線、外防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	歯舞漁港（歯舞地区） （根室市）	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線、南防波堤西端南側角と船揚場東端北側角を結ぶ直線、西護岸①西端南側角と西護岸②東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
榊町漁港 （浜中町）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	歯舞漁港（瑯瑁瑠地区） （根室市）	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端北側角と東防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
浜中（釧路）漁港 （奔幌戸地区） （浜中町）	南防波堤、外防波堤、西防波堤、南防波堤西端南側角と外防波堤東端北側角を結ぶ直線、外防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	歯舞漁港（温根元地区） （根室市）	①東防波堤、①北防波堤、②北防波堤、②東防波堤、袖護岸東端北側角と東防波堤①北端西側角を結ぶ直線、東防波堤①北端東側角と北防波堤②西端南側角を結ぶ直線、船揚場①護岸東端東側角と船揚場②護岸東端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
浜中（釧路）漁港 （貫人地区） （浜中町）	東防波堤、南防波堤、西防波堤、東防波堤南端東側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	トーサムボロ漁港 （根室市）	－3.0m岸壁南端東側角と船揚場南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
白糠漁港 （白糠町）	西防波堤、外防波堤、第2南防波堤、東防波堤、南防波堤、西防波堤南端南側角と外防波堤西端北側角を結ぶ直線、外防波堤東端南側角と第2南防波堤南端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域	幌茂尻漁港（幌茂尻地区） （根室市）	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端西側角と北防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
厚岸（厚岸）漁港 （厚岸町）	南防波堤、第2南防波堤、波除堤、南防波堤北端西側角と第2南防波堤南端東側角を結ぶ直線、第2南防波堤北端東側角と波除堤西端北側角を結ぶ直線、波除堤東端東側角と湖北地区－5.0m岸壁西端南側角を結ぶ直線、湖内地区船揚場東端南側角（イ点）とロ点（イ点から方位角129度に引いた直線とハ点（湖南地区船揚場東端東側角）から方位角40度に引いた直線との交点）を結ぶ直線、ロ点とハ点を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	幌茂尻漁港（温根沼地区） （根室市）	西防波堤、東防波堤、西防波堤北端西側角と東防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域並びに－3.0m岸壁96メートル地先のうち、別図に示す幅員10メートルの水域
厚岸（門静）漁港 （厚岸町）	道路、－1.5m物揚場、西防波堤、西防波堤西側南端角とイ点（西防波堤西側南端角から方位角235度の方向へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点）を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	走古丹漁港 （別海町）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、西防波堤、東防波堤西端北側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
落石漁港（落石地区） （根室市）	北防波堤、東防波堤、北護岸東端北側角と北防波堤北端東側角を結ぶ直線、北防波堤南端東側角と東防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	別海漁港 （別海町）	（新港） 西防波堤、北防波堤、第2東防波堤、南護岸、北防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 （旧港） －1.0m物揚場、北護岸地先のうち、別図に示す幅員10メートルの水域
落石漁港（浜松地区） （根室市）	北防波堤、北防波堤東端南側角と－2.5m物揚場南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	床丹漁港 （別海町）	物揚場①80メートル、物揚場②50メートル及び船揚場20メートル地先のうち別図に示す幅員10メートルの水域
落石漁港（昆布盛地区） （根室市）	北防波堤、東防波堤突堤、東防波堤、北防波堤東端北側角と東防波堤突堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	尾岱沼漁港 （別海町）	北防波堤、東防波堤、南防波堤、西防波堤、北防波堤南端西側角と東防波堤南端北側角を結ぶ直線、東防波堤南端南側角と南防波堤北端西側角を結ぶ直線、南防波堤北端東側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
友知漁港 （根室市）	南防波堤、西防波堤、南防波堤北端東側角と西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	標津漁港 （標津町）	北防波堤、東防波堤、第2北防波堤、第2東防波堤、南防波堤、北防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線、第2北防波堤南端西側角と第2東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に水域
沖根婦漁港	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を		

薫別漁港 (標津町)	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	(網走市)	北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
峯浜漁港 (羅臼町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	能取(卯原内)漁港 (網走市)	島防波堤、防砂堤①、防砂堤②、島防波堤西端南側角と防砂堤①北端東側角を結ぶ直線、島防波堤東端南側角と防砂堤②北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
於尋麻布漁港 (羅臼町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	能取(能取)漁港 (網走市)	島防波堤、島防砂堤①、島防砂堤②、防砂堤①、防砂堤②、島防波堤東端北側角と島防砂堤①南端西側角を結ぶ直線、島防波堤西端北側角と島防砂堤②南端東側角を結ぶ直線、島防砂堤①北端西側角と防砂堤①南端東側角を結ぶ直線、島防砂堤②北端東側角と防砂堤②南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
松法漁港 (羅臼町)	南防波堤、西防波堤、南防波堤南端西側角と西防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	常呂漁港 (北見市)	北防波堤、東防波堤、第2北防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
羅臼漁港 (羅臼町)	島防波堤、南島防波堤、西防波堤、南島防波堤南端西側角と西防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	常呂河口漁港 (北見市)	物揚場269メートル地先のうち別図に示す幅員20メートルの水域
オッカバケ漁港 (羅臼町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	栄浦漁港 (北見市)	北防砂堤、南防砂堤、北防砂堤西端南側角と南防砂堤西端北側角を結ぶ直線、南護岸南端南側角と護岸南端屈曲部西側角を結ぶ直線、漁港北側道路護岸東端東側角と船揚場護岸西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
知円別漁港 (羅臼町)	東防波堤、西防波堤、新南防波堤、東防波堤南端西側角と西防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	浜佐呂間漁港 (佐呂間町)	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
相泊漁港 (羅臼町)	東防波堤、南防波堤、西防波堤、南防波堤西端西側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸に囲まれた別図に示す水域	富武士漁港(富武士地区) (佐呂間町)	(新港部) 新北防波堤、新東防波堤、新北防波堤東端南側角と新東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (旧港部) 北防波堤、東防波堤、北防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
ウトロ漁港(知床岬地区) (斜里町)	北突堤、西防波堤、北突堤東端東側角と護岸北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	富武士漁港(若里地区) (佐呂間町)	北側北防波堤、南側北防波堤、北側北防波堤西端南側角、南側北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域及び南側北防波堤、西防波堤、南側北防波堤西端南側角、西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
ウトロ漁港(ウトロ地区) (斜里町)	(本港地区) 北防波堤、東防波堤、北防波堤東端東側角と東防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (ペレケ地区) 西防波堤、西防波堤西端南側角と護岸西端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	サロマ湖漁港(第1湖口地区) (北見市・湧別町)	内港防波堤及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
知布泊漁港 (斜里町)	西防波堤、南防波堤、西防波堤西端南側角と南防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	芭露漁港 (湧別町)	北防波堤、北防波堤突堤、東防波堤、北防波堤突堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
斜里漁港 (斜里町)	北防波堤、防砂堤、北防波堤北端東側角と防砂堤北端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	登栄床漁港 (湧別町)	南防波堤、東防波堤、南防波堤東端北側角と東防波堤南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
鱒浦漁港 (網走市)	北防波堤、南防波堤、北防波堤東端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	湧別漁港 (湧別町)	導流堤、北防波堤、第2突堤、東防波堤、第2突堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
呼人漁港 (網走市)	西防波堤、南防波堤、西防波堤南端東側角と南防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
能取(湖口)漁港 (網走市)	東防波堤、西防波堤、東防波堤北端西側角と西防波堤北端東側角を結ぶ直線、東防波堤南端西側角と西護岸南端東側角を結ぶ直線、東防波堤東端屈曲部南側角と東防波堤南端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域		
能取(二見ヶ岡)漁港	北防波堤①、北防波堤②、南防波堤、北防波堤①西端南側角と南防波堤北端西側角を結ぶ直線、北防波堤①北端東側角と北防波堤②西端		

沙留漁港 (興部町)	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
興部漁港 (興部町)	北防波堤、西防波堤、南防波堤、北防波堤東端南側角と南防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
沢木漁港 (雄武町)	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端北側角と東防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
雄武漁港 (雄武町)	北防波堤、東防波堤、北波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
元稲府漁港 (雄武町)	北防波堤、波除堤、西防波堤、波除堤南端西側角と西防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域
幌内漁港 (雄武町)	北防波堤、西防波堤、東防波堤、北波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域

「別図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部、漁港所在地の市町村を所管する総合振興局又は振興局及び漁港所在地の市町村に備え置いて閲覧に供する。

北海道告示第749号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市・日高郡新ひだか町・浦河郡浦河町（国有林。以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）、虻田郡ニセコ町・沙流郡日高町・中川郡池田町・足寄郡足寄町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
石狩市・新ひだか町・浦河町（国有林。以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）、池田町・足寄町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市・浦河郡浦河町（国有林。以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）、虻田郡ニセコ町・沙流郡日高町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第750号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成28年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成28年農林水産省告示第2392号
- (2) 所在が不明な者 屋敷 キク、河野 芳夫、館山 正夫、塚本 清音
- (3) 掲示場所 増毛町役場

- (2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目
(3) 電話番号 0126-20-0022

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 25
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 10, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 9, 2017)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道後志総合振興局告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年12月27日

北海道後志総合振興局長 橋 本 彰 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（7 t 級及び10 t 級） 2 台
2 落札を決定した日
平成28年12月 9 日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 UDトラックス北海道株式会社
(2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 2 丁目 1 番 1 号
4 落札金額
61,560,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成28年10月28日付け北海道後志総合振興局告示第12号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 小樽市奥沢 1 丁目21番 1 号

北海道上川総合振興局告示第169号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月27日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1 台（交換契約により、貨物兼乗用自動車 1 台を契約の相手方に
供する。）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成29年 3 月28日（火）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
ないこと。
(4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であるこ
と。
(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい
ることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め
るところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ
ならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年12月27日（火）から平成29年 2 月 1 日（水）まで
（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第
178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平
成29年 1 月 3 日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
北海道上川総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階旭川建設管理部会議・入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成29年2月9日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月8日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成28年3月29日付け北海道上川総合振興局告示第71号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5907

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., February 9, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 8, 2017)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5907

北海道宗谷総合振興局告示第13号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年12月27日

北海道宗谷総合振興局長 坂本明彦

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（2.2m・2,300 t／h級）1台

2 随意契約の相手方を決定した日

平成28年12月13日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 ナラサキ産業株式会社

(2) 住所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

30,240,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

北海道オホーツク総合振興局告示第149号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月27日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台(交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成29年3月30日(木)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年12月27日(火)から平成29年1月30日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7

- 条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入札日時 平成29年2月8日(水)午後1時30分(送付による場合は、同月7日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次に
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0708
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
- B Bid tendering date and time : 1:30 P.M., February 8, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., February 7, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan
Phone : 0152-41-0708

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第80号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月27日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア パーソナルコンピュータ（A地区） 92台
- イ パーソナルコンピュータ（B地区） 152台
- ウ パーソナルコンピュータ（C地区） 120台
- エ パーソナルコンピュータ（D地区） 130台

アからエまでについては、それぞれの入札とする

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成29年3月31日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年12月27日（火）から平成29年1月16日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

- ア 1の(1)のア 平成29年1月25日（水）午前10時
 - イ 1の(1)のイ 平成29年1月25日（水）午前10時15分
 - ウ 1の(1)のウ 平成29年1月25日（水）午前10時30分
 - エ 1の(1)のエ 平成29年1月25日（水）午前10時45分
- （送付による場合は、同月24日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年5月31日付け北海道教育庁空知教育局告示第44号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0142

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer (A group) 92
- b Personal Computer (B group) 152
- c Personal Computer (C group) 120
- d Personal Computer (D group) 130

B Bid tendering date and time :

- a 10:00 A.M., January 25, 2017
- b 10:15 A.M., January 25, 2017
- c 10:30 A.M., January 25, 2017
- d 10:45 A.M., January 25, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., January 24, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第183号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月27日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1箱（P P C用紙A 4判、B 4判及びB 5判については2,500枚、P P C用紙A 3判については1,500枚、更紙については6,000枚）当たりの単価）及び調達予定数量

ア P P C用紙A 4判（札幌市北部地区）	2,841箱
イ P P C用紙A 4判（札幌市中央地区）	3,374箱
ウ P P C用紙A 4判（札幌市西部地区）	2,670箱
エ P P C用紙A 4判（札幌市東部地区）	3,633箱
オ P P C用紙A 4判（江別石狩当別地区）	2,289箱
カ P P C用紙A 4判（北広島恵庭千歳地区）	2,687箱
キ P P C用紙B 4判（札幌市A地区）	2,169箱
ク P P C用紙B 4判（札幌市B地区）	2,562箱
ケ P P C用紙B 4判（石狩地区）	2,063箱
コ P P C用紙A 3判（全域）	1,812箱
サ P P C用紙B 5判（全域）	1,492箱
シ 更紙A 4判（全域）	948箱
ス 更紙B 4判（全域）	1,215箱

アからスまでについては、それぞれの入札による。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年12月27日（火）から平成29年1月25日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第3研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成29年2月22日（水）午前10時（送付による場合は、同月21日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 7,102,500 sheets of paper
- b Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 8,435,000 sheets of paper
- c Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 6,675,000 sheets of paper
- d Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 9,082,500 sheets of paper
- e Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 5,722,500 sheets of paper
- f Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 6,717,500 sheets of paper
- g Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 5,422,500 sheets of paper
- h Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 6,405,000 sheets of paper
- i Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 5,157,500 sheets of paper
- j Recycled paper A3 (297mm×420mm) approximately 2,718,000 sheets of paper
- k Recycled paper B5 (182mm×257mm) approximately 3,730,000 sheets of paper
- l Recycled pulp paper A4 (210mm×297mm) approximately 5,688,000 sheets of paper
- m Recycled pulp paper B4 (257mm×364mm) approximately 7,290,000 sheets of paper

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 22, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 21, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第186号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年12月27日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ（サーバー専用機ほか）の購入 一式

2 落札を決定した日

平成28年12月8日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 杉下機械商事株式会社

(2) 住 所 札幌市白石区本通5丁目南3番11号

4 落札金額

19,764,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年11月8日付け北海道教育庁石狩教育局告示第123号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第64号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月27日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの購入（函館市部・渡島北部地区） 121台

イ パーソナルコンピュータの購入（渡島西部・中部地区） 103台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成29年3月31日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年12月27日（火）から平成29年1月20日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎1階101号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成29年1月30日（月）午前10時（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成28年9月23日付け北海道教育庁渡島教育局告示48号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer 121 sets
- b Personal Computer 103 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 30, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 27, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District
Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年12月27日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則17-11

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し並びに同条各号列記以外の部分及び同条第1号中「第2条の2第3号イ」

を「第2条の3第3号イ」に改め、同条第2号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「である配偶者（）」を「（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。ウにおいて同じ。）である配偶者（）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則13-97

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「までの子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第11条第1項第16号及び第12条第1項を除き、以下同じ。）」を加え、同項第3号中「条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号及び第5条の11において「」を削り、「」というを「（条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ）」に改める。

第5条の5第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3

第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の8第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第9条の4第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の9第1項中「第3項（）」の次に「これらの規定を」を、「含む」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同条第2項中「同項」を「条例第9条の4第2項又は第3項」に改め、同条第3項中「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を削る。

第5条の10第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第9条の4第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の11中「同条第1項第3号及び第4号」を「第1項第3号から第5号まで」に改め、「並びに第2項各号」を削り、「第5条の9第1項」を「第5条の9第2項」に、「第9条の4第3項」と、「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」を「第9条の4第4項において準用する同条第2項に規定する支障があるかどうか又は同条第4項において準用する同条第3項」と、同条第3項中「が、当該請求」とあるのは「（条例第9条の4第4項において準用する同条第3項の規定によるものに限る。）が、当該請求」と、「条例第9条の4第2項又は第3項」に、「「ならない」」を「「同項」」に、「前項各号」を「前項第1号又は第2号」に改め、「前2項の」を削る。

第7条第1項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第11条第1項第16号中「この号において」を削り、「要介護者」を「特定要介護者」に改める。

第12条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号から第5号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を任命権者が定める休暇処理簿（以下「休暇処理簿」という。）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

- 4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇処理簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

第12条に次の3項を加える。

- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第12条の次に次の2条を加える。

第12条の2 介護休暇の単位は、1日、1時間又は1分とする。

- 2 1時間又は1分を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下この項において同じ。）を超えない範囲内の時間とする。

ただし、介護を必要とする状態により任命権者がやむを得ないと認める場合は、休憩時間（条例第6条に規定する休憩時間をいう。）の前後に連続した合計4時間を超えない範囲内の時間とする。

- 3 前項本文の場合において、介護を必要とする状態により任命権者がやむを得ないと認めるときは、人事委員会が別に定める時間を超えない範囲内の時間とすることができる。（介護時間）

第12条の3 介護時間については、職員が特定要介護者の介護をする場合に限り、第19条の規定による請求をすることができる。

- 2 介護時間の単位は、30分とする。

- 3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第16条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第16条第1項」の次に「又は第16条の2第1項」を加える。

第18条第1項中「任命権者が定める休暇処理簿（以下「」及び「」という。）」を削る。

第19条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

第20条第1項ただし書中「同条」の次に「の規定により介護休暇」を加え、同条第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定）

- 2 北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第112号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を任命権者が定める休暇処理簿（以下「休暇処理簿」という。）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 4 改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に

基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇処理簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

- 7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則13－98

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「その子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第11条第1項第16号及び第12条第1項を除き、以下同じ。）」を加える。

第5条の5第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の8第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第9条の4第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の9第1項中「第3項（」の次に「これらの規定を」を、「含む」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同条第2項中「同項」を「条例第9条の4第2項又は第3項」に改め、同条第3項中「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を削る。

第5条の10第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が条例第9条の4第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第5条の11中「同条第1項第3号及び第4号」を「第1項第3号から第5号まで」に改め、「並びに第2項各号」を削り、「規定は、」の次に「条例第16条第1項に規定する」を加え、「、第5条の8第1項第1号及び前条第1項第1号」を削り、「」と、第5条の5第1項第2号」を「（条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。））」と、同項第2号」に、「第5条の9第1項」を「第5条の8第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第5条の9第2項」に、「第9条の4第3項」と、「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定に

よる請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」を「第9条の4第4項において準用する同条第2項に規定する支障があるかどうか又は同条第4項において準用する同条第3項」と、同条第3項中「が、当該請求」とあるのは「（条例第9条の4第4項において準用する同条第3項の規定によるものに限る。）が、当該請求」と、「条例第9条の4第2項又は第3項」に、「「ならない」」を「「同項」」に、「前項各号」を「前項第1号又は第2号」に改め、「前2項の」を削る。

第7条第1項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第11条第1項第16号中「この号において」を削り、「要介護者」を「特定要介護者」に改める。

第12条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号から第5号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を教育委員会が定める休暇処理簿（以下「休暇処理簿」という。）に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇処理簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

第12条に次の3項を加える。

5 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第3項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし

書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第12条の次に次の2条を加える。

第12条の2 介護休暇の単位は、1日、1時間又は1分とする。

2 1時間又は1分を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下この項において同じ。）を超えない範囲内の時間とする。ただし、介護を必要とする状態により教育委員会がやむを得ないと認める場合は、休憩時間（条例第7条に規定する休憩時間をいう。）の前後に連続した合計4時間を超えない範囲内の時間とする。

3 前項本文の場合において、介護を必要とする状態により教育委員会がやむを得ないと認めるときは、人事委員会が別に定める時間を超えない範囲内の時間とすることができる。（介護時間）

第12条の3 介護時間については、職員が特定要介護者の介護をする場合に限り、第19条の規定による請求をすることができる。

2 介護時間の単位は、30分とする。

3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第16条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第16条第1項」の次に「又は第16条の2第1項」を加える。

第18条第1項中「教育委員会が定める休暇処理簿（以下「」及び「」という。）」を削る。

第19条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

第20条第1項ただし書中「同条」の次に「の規定により介護休暇」を加え、同条第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定）

2 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第114号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を教育委員会が定める休暇処理簿（以下「休暇処理簿」という。）に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇処理簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

5 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。（準備行為）

7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道人事委員会規則 6－50

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則 6－6）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (9) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第 3 条の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職で、規則第 7 条に規定する職に該当すると人事委員会が認めるものへの採用に係る選考の実施

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道人事委員会規則 7－1336

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－280）の一部を次のように改正する。

第29条の 6 第 2 項中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、同項第 8 号中「1 日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 道職員勤務時間等条例第18条又は学校職員勤務時間等条例第18条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

北海道人事委員会規則 7－1337

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

別表第 9 中 「 大学院修学休業の期間 」 を

「 大学院修学休業の期間
道職員勤務時間等条例第12条及び学校職員勤務時間等
条例第12条に規定する介護休暇の期間 」 に改め、

「 道職員勤務時間等条例第12条及び学校職員勤務時間等
条例第12条に規定する介護休暇の期間 $\frac{1}{2}$ 以下 」 を

削る。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。
2 この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第 9 の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第 8 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第 2 項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成29年 1 月16日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成28年12月27日

北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣

- 1 書類の名称
審理の開始通知書（平成28年12月14日付け北収第403号北海道収用委員会会長通知）
2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
札幌市中央区大通東 2 丁目 6 番地 シティタワー札幌大通404号、1302号、 1602号、1904号、3203号、3404号、3904号	不 明	札幌市中央区大通東 2 丁目 6 番 2

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第533号

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

北海道警察本部長 北 村 博 文

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程
免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第3号中「心臓マッサージ（胸骨圧迫）」を「胸骨圧迫（心臓マッサージ）」に改め、同条第7項第6号中「心臓マッサージ（胸骨圧迫）」を「胸骨圧迫」に改める。

別表第1中「第2条関係」を「第2条、第4条関係」に改め、同表の5の事項の表講義の項第4号エの事項及びエの(ア)の事項を次のように改める。

エ 心肺蘇生

(ア) 胸骨圧迫

別表第1の5の事項の表実技の項第6号講習細目の欄及び講習内容の欄を次のように改める。

ア 負傷者の観察（意識）	成人の場合を重点的に指導する。
イ 負傷者の移動	肩をたたき、声をかけさせる。
ウ 負傷者の観察（呼吸）	気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。
エ 体位管理	回復体位を重点的に指導する。
オ 胸骨圧迫	胸骨圧迫を1分間に100回から120回までのテンポで約1分間実施させる。
カ 気道確保	頭部後屈あご先挙上法を指導する。
キ 人工呼吸	口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。
ク 胸骨圧迫と人工呼吸（循環）	胸骨圧迫を1分間に100回から120回までのテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、
ケ 気道異物除去	
コ 止血法	

5サイクル連続して実施させる。
腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。
直接圧迫が効果的であることについて指導する。

別表第1の5の事項の表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間外に適当時間設けること。

別表第1の6の事項の表講義の項第4号及び実技の項第8号中「心肺蘇生法」を「心肺蘇生」に改め、同項第9号講習科目の欄、講習細目の欄及び講習内容の欄を次のように改める。

(9) 心肺蘇生	ア 意識状態の観察 イ 呼吸状態の観察 ウ 胸骨圧迫 エ 気道確保と人工呼吸	成人の場合を重点的に指導する。 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 胸骨圧迫を1分間に100回から120回までのテンポで約1分間実施させる。 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 胸骨圧迫を1分間に100回から120回までのテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。
----------	---	---

別表第1の6の事項の表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間外に適当時間設けること。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。